

## 事業復興型雇用創出助成金（旧型・新型・中小企業型）

### 制度の概要

本助成金は、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資することを目的に、市の産業政策の支援等（対象産業政策リストに掲げる事業。）の対象となった市内の事業所において、被災求職者を雇い入れた場合、雇入れに係る3年間の費用の一部を助成金とし交付するものです。

なお、旧型について助成期間が終了したことから、要綱を廃止する。

#### 【旧型】対象となる事業主 ※以下の全てを満たす事業主が対象となります。

1. 市内に事業所を有していること。
2. 平成23年3月11日以降平成27年3月31日までの間に市の補助金、融資等（対象産業政策）の対象となることが決定していること。
3. 平成25年4月1日以降平成27年5月31日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を1人以上雇い入れたこと。
4. 雇用保険の適用事業の事業主であること。
5. 労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること
6. 平成27年度までに交付決定がなされた事業所であること

#### 対象となる労働者 ※以下の全てを満たす労働者が対象となります。

1. 被災求職者であって、平成25年4月1日から平成27年5月31日まで雇い入れた者  
但し、平成27年4月1日から平成27年5月31日までの雇い入れについては、雇い入れ日が最初の新規雇用者の雇い入れから1年以内の場合又は平成26年度中に内定を通知しているものに限る。
2. 「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」で雇い入れた者
3. 雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた者
4. 申請時点で在職している者
5. 助成対象事業所で雇い入れた者
6. 社会保険の適用事業所で雇用される者の場合、社会保険被保険者として雇い入れた者  
平成28年度から平成29年度までは補充労働者のみの取り扱い。

### 助成対象期間

平成25年度から平成29年度までのうち3年間

### 助成金の交付額

※1 助成金の交付額は、1事業所につき1億円を上限とし、対象労働者1人当たりの交付限度額は次のとおりです

※2 助成対象期間の途中で、事業実施期間の末日を迎える場合は、末日までの日数に応じた額が交付限度額となります。

対象労働者の区分	交付限度額			
	総額	第1期	第2期	第3期
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	225万円	120万円	70万円	35万円
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	180万円	96万円	56万円	28万円
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	110万円	60万円	35万円	15万円
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	88万円	48万円	28万円	12万円

**【新型】対象となる事業主** ※以下の全てを満たす事業主が対象となります。

1. 市内に事業所を有していること。
2. 平成 23 年 3 月 11 日以降平成 28 年 3 月 31 日までの間に市の補助金、融資等（対象産業政策）の対象となることが決定していること。
3. 平成 27 年 4 月 1 日以降平成 28 年 3 月 31 日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を 1 人以上雇い入れたこと。
4. 雇用保険の適用事業の事業主であること。
5. 労働者の出勤状況及や賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること
6. 平成 28 年度までに交付決定がなされた事業所であること

**対象となる労働者** ※以下の全てを満たす事業主が対象となります。

1. 被災三県求職者であって、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで雇い入れた者
2. 最初の新規雇用者（旧型の交付決定を受けた事業所については、旧型における最初の新規雇用者をいう）の雇い入れより前に雇い入れた再雇用者の場合は、平成 23 年 11 月 21 日以降平成 31 年 3 月 31 日までの間に対象事業所で雇い入れた者
3. 「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な 1 年以上の有期雇用」で雇い入れた者
4. 雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた者
5. 申請時点で在職している者
6. 助成対象事業所で雇い入れた者
7. 社会保険の適用事業所で雇用される者の場合、社会保険被保険者として雇い入れた者

### 助成対象期間

平成 27 年度から平成 32 年度までのうち 3 年間

### 助成金の交付額

※ 1 助成金の交付額は、1 事業所につき 2,000 万円を上限とし、対象労働者 1 人当たりの交付限度額は次のとおりです

※ 2 助成対象期間の途中で、事業実施期間の末日を迎える場合は、末日までの日数に応じた額が交付限度額となります。

表 1 平成 28 年 3 月 31 日までに申請した労働者

対象労働者の区分	交付限度額			
	総額	第 1 期	第 2 期	第 3 期
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	225 万円	120 万円	70 万円	35 万円
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	180 万円	96 万円	56 万円	28 万円
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	110 万円	60 万円	35 万円	15 万円
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	88 万円	48 万円	28 万円	12 万円

表 2 平成 28 年 4 月 1 日以降に申請した労働者

対象労働者の区分	交付限度額			
	総額	第 1 期	第 2 期	第 3 期
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	120 万円	60 万円	40 万円	20 万円
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	96 万円	48 万円	32 万円	16 万円
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	60 万円	30 万円	20 万円	10 万円
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	48 万円	24 万円	16 万円	8 万円

**【中小企業型】対象となる事業主** ※以下の全てを満たす事業主が対象となります。

1. 市内に事業所を有していること。
2. 平成 23 年 3 月 11 日以降平成 31 年 3 月 31 日までの間に市の補助金、融資等（対象産業政策）の対象となることが決定していること。
3. 平成 28 年 4 月 1 日以降平成 31 年 3 月 31 日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を 1 人以上雇い入れたこと。
4. 雇用保険の適用事業の事業主であること。
5. 労働者の出勤状況及や賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること
6. 中小企業の事業主であること。

**対象となる労働者** ※以下の全てを満たす事業主が対象となります。

1. 被災三県求職者であって、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで雇い入れた者
2. 最初の新規雇用者（旧型の交付決定を受けた事業所については、旧型における最初の新規雇用者をいう）の雇い入れより前に雇い入れた再雇用者の場合は、平成 23 年 11 月 21 日以降平成 31 年 3 月 31 日までの間に対象事業所で雇い入れた者
3. 「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な 1 年以上の有期雇用」で雇い入れた者
4. 雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた者
5. 申請時点で在職している者
6. 助成対象事業所で雇い入れた者
7. 社会保険の適用事業所で雇用される者の場合、社会保険被保険者として雇い入れた者

#### 助成対象期間

平成 28 年度から平成 33 年度までのうち 3 年間

#### 助成金の交付額

※ 1 助成金の交付額は、1 事業所につき 2,000 万円を上限とし、対象労働者 1 人当たりの交付限度額は次のとおりです

※ 2 助成対象期間の途中で、事業実施期間の末日を迎える場合は、末日までの日数に応じた額が交付限度額となります。

対象労働者の区分	交付限度額			
	総額	第 1 期	第 2 期	第 3 期
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	120 万円	60 万円	40 万円	20 万円
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	96 万円	48 万円	32 万円	16 万円
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	60 万円	30 万円	20 万円	10 万円
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	48 万円	24 万円	16 万円	8 万円